

「中小企業の会計に関する基本要領（案）」の公表に対する意見公募要領

平成23年11月8日
中小企業庁財務課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

この度、中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」（委員名簿別紙）において、「中小企業の会計に関する基本要領（案）」が取りまとめられましたので、公表します。

なお、本公表は、日本商工会議所（<http://www.jccci.or.jp/>）、企業会計基準委員会（<http://www.asb.or.jp/>）、金融庁（<http://www.fsa.go.jp/>）においても同時に行っています。

つきましては、広く御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

「中小企業の会計に関する基本要領（案）」

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（２）中小企業庁ホームページにおける掲載

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成23年11月8日（火）～平成23年12月7日（水）17時必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれか（原則として電子メール）の方法で送付して下さい。

（１）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス（中小企業庁）：amsc-pc@meti.go.jp

（電子メールの件名を「中小企業の会計に関する基本要領（案）」に対する意見」として下さい。）

（２）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 パブリックコメント担当宛

※電話又はFAXでの意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

いただいた御意見等は当庁のホームページ等で公開する可能性がございます。御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。なお、開示にあたっては、ご意見の内容に、（１）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

<参考>「中小企業の会計に関する基本要領（案）」について

(1) 経緯

昨年８月に公表された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（企業会計基準委員会等の民間団体が設置）の報告書、昨年９月に公表された「中小企業の会計に関する研究会」（中小企業庁が設置）中間報告書の両報告書においては、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示されました。

この両報告書を受け、本年２月、中小企業関係者等が主体となって「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」が設置され、検討が行われてまいりました。１０月２８日に開催されました「中小企業の会計に関する検討会」において、「中小企業の会計に関する基本要領（案）」（以下「中小基本要領（案）」といいます。）が取りまとめられました。

(2) 主な内容

○構成

「中小基本要領（案）」は、総論、各論、様式集で構成されています。

○総論

中小企業の多様な実態に配慮し、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものとするとともに、会社計算規則に準拠しつつ、中小企業に過重な負担を課さないものとするなど、中小基本要領（案）」が取りまとめられました。

本要領（案）」の基本的な考え方を記載しています。

○各論

多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞るとともに、一定の場合の簡便な会計処理等を示しています。また、中小企業経営者の理解に資するよう分かりやすい表現にするとともに、解説を付しています。

○様式集

会社計算規則により作成が求められている貸借対照表、損益計算書について、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞った上で、様式例を示しています。